

2021年6月

ジェネリック医薬品促進通知送付のお知らせ

TSI ホールディングス健康保険組合

当健保組合では、厚生労働省からの通達もあり、増え続ける医療費の適正化につながるジェネリック医薬品の普及拡大を図るため、健保加入者の皆さんへジェネリック医薬品利用促進に関する情報提供として「ジェネリック医薬品促進通知」を送付いたします。ジェネリック医薬品を上手に活用することで、皆さんの医薬品代の自己負担が軽減されるとともに、皆さんの保険料で運営している健保組合の医療費削減にもつながります。

今後、ジェネリック医薬品の利用促進を推進していきますので、お手元に促進通知が届きましたら、是非、この機会にジェネリック医薬品についてご理解いただき、ジェネリック医薬品のご使用切り替えへのご協力をお願いいたします。

また、促進通知が届かなかった方も、ジェネリック医薬品の切り替えを希望される場合は、かかりつけの医療機関の医師、もしくは調剤薬局へご相談ください。

〈通知対象者〉

令和2年10月から令和3年3月までの期間に処方された医薬品がジェネリック医薬品に切り替え可能で、変更した場合の自己負担が500円以上削減できる被保険者及び被扶養者の方（必ずしも全員に通知書が届くわけではありません）

※ジェネリック医薬品とは？

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。先発医薬品とは、医薬品メーカーが最初に開発・発売した医薬品です。特許期間中、そのメーカーは独占して製造・販売する権利を持ちます。それに対し、ジェネリック医薬品は、特許期間が切れた後、他のメーカーによって同じ有効成分で製造・販売された医薬品のことです。（特許期間中等の理由で、ジェネリック医薬品が存在しない場合があります）

以上